

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

～ 株式にも風穴！～

1, 株式対価 M&A

今年（2021年）の税制改正で、MAの促進として、買収の対価として、自社株を交付した場合の課税の特例（繰り延べ）（株式対価 M&A）ができるようになりました。

株式交付による買収実施（子会社化）の手法でも、税の優遇が受けられます。

1, 土地の交換と一緒

詳細はまだ分かりませんが、視点を変えて考えますと、やり方次第で、柔軟な株式の交換の実務が可能になります。

土地の交換は、一定条件を充たしますと、課税の繰り延べができます。

株式もできないかな？

と、筆者は何十年も思っていました、思わぬ形で実現しそうです。